午後１時３０分開会

〇小野委員長　ただいまから、契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会を開会いたします。

傍聴者の方にご案内いたします。当委員会では、撮影、録音、パソコンなどの使用は認められておりませんので、あらかじめご了承をお願いいたします。

日程に入る前に、報道機関から撮影の申出がありましたので、委員会冒頭部分のみの撮影を許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇小野委員長　はい。それでは、撮影を許可いたします。

〔プレスによる撮影〕

〇小野委員長　よろしいでしょうか。はい。それでは、撮影は以上で終了いたします。

それでは、日程に入ります。本日の日程をご確認ください。日程１から順に進めてまいりたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇小野委員長　初めに、日程１、陳情審査、（１）継続審査に入ります。①送付６－６、工事契約に関する議員の関与について真相解明を求める陳情書、②送付６－７、不祥事に関する迅速な状況把握と再発防止に関する説明、区民をはじめ多様な人が話し合って決めるまちづくりの実現を求める陳情、③送付６－１２、泥沼にはまった千代田区を助けるための調査をお願いする陳情、以上３件の陳情につきまして、一括して取扱いを確認させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇小野委員長　はい。それでは、委員の皆様からご意見を頂きたいと思います。ございませんか。

〇岩田委員　委員の皆さん何人かで刑事確定録を調べに……

〇小野委員長　陳情についてです。（発言する者あり）

〇岩田委員　あ、陳情中について。ごめんなさい。すみません。失礼しました。

〇小野委員長　はい。陳情３件の一括審査ということで確認をさせていただきましたので、この陳情３件について、ご意見がございましたら、委員の皆様からお願いいたします。

〇小枝委員　今の岩田委員の発言は、冒頭で、間違いじゃなかったと思うんですけれども、今現在ここで問われている、住民からの工事契約に関する議員の関与についての真相解明をしてくださいと。不祥事に関する状況把握をしてください。再発防止を練ってくださいと。泥沼にはまった千代田区を助けてくださいと。このいずれも、こうした住民からの問いに答えられるように、議運のほうにはまた１００条設置の意見、陳情書もありますけれども、そうした目線に応えるために、今、この委員会としては、刑事確定記録の書き取り、書き取りというか閲覧ですね、をやって、この今まで岩田委員が先行して書き取ってきた内容とのそごであるとか、そうしたことを確認している最中ですので、そこのところをしっかりと議論した中でないと、この陳情についてしっかりとしたご回答ができない状況であるというふうに思いますので、質疑ということではなくて、私の考えとしては、継続審査という段取りでお願いしたいというふうに思います。

〇小野委員長　はい。今ご意見を頂きました。今、岩田委員の確定記録の話、議員個人と

しての取組として取られてきたことに言及されました。
　念のためここで補足をしておきますけれども、この委員会で確定記録を閲覧してきたということ、これは後ほど取り扱います。ですので、それと岩田委員のそごを確認するということではなく、それはご自身の中で自由にやってくださって結構ですということは以前も申し上げたと思うんですけれども、委員会としては、岩田委員の書き取ってきたメモについては共有していないというところを、念のためここで確認をさせていただきます。
　今、小枝委員からご意見がありましたとおり、これから確定記録についてというところも入っていきます。ということで、今はこれについては引き続きということをご意見として頂きましたけれども、これについてはいかがいたしましょう、取扱いについては、
〇白川委員　例えば今回の陳情書の日付なんかを見ると、２０２４年１月２９日というふうになっていまして、もう１年以上たっているわけですね。我々がやるべきというのは、再発防止ですから、二度とこういったことを起こさないという、議員自身の倫理観をいかに確かなものにするかと、いかに反省するかというところにやっぱり問われるわけですね。その部分というのをしっかり話し合っていなくて、このまま１年以上たっているというこの事実に、私は愕然としているんですよ。これ、もちろん今回、お返しするしか、今回はこれは話し合えないんですけど、その部分というのもちゃんとやるべきじゃないかなと思います。
〇小野委員長　はい。今ご意見いただきました。これ、２０２４年１月２９日に頂いていて、１月２９日、同日付で頂いているものが２種類ございます。これについては、内容については幾つかのことがありまして。現段階でこれに対して何かという明確な答えを出せている状態ではありません。一つ目の工事契約に関する議員の関与について真相解明を求める陳情書には、全部で３点ありますけれども、今から白川委員からご意見があったものは、③番の区議会としてのあるべき姿というところを問われるような、そういったものも入っています。
　なんですので、今ご意見を頂きましたが、こちらについて――永田委員。
〇永田委員　私は判決を受け止めることが全てだと思っていますが、真相究明を求めるという、それ以外に何か理由があるんじゃないか、真相を知りたいという方に対しては、議会として説明義務を果たすということで、今回、刑事確定記録を閲覧して、新たな事実が出てくるのであれば、それをこの委員会で取り扱うかどうかということを今検討しているところだと思いますが、刑事確定記録そのものの取扱いについても、以前からやっぱり関係者の生活の平穏を害する行為をしてはならないとか、名誉を害してはならない。非常にグレーな、曖昧な、扱いについては難しい判断だと思いますので、その判断はこれから決めていくと思いますが、それは自己責任でそれを引用するのか、委員会全体として刑事確定記録の知り得た情報を採用するのかどうかということは、非常に慎重に進めないといけないと思いますので、何度も言いますけども、私自身は判決が全てだと思っていますので、今後については、委員長、全体の運営にお任せします。
〇小野委員長　はい。ご意見を頂きました。後ほど、２番のところで、刑事確定記録については皆様と共有をしていくんですけれども、とはいえ、この陳情には真相究明ですとかそういったことが文言としてありますので、今、幾つか確定記録についてのご意見も頂戴したところです。

　では、今ご意見を頂きましたけれども、ほかにご意見はございますでしょうか。この継続。
○岩田委員　先ほど委員長が、自分の見てきた刑事確定記録を今度は委員会が見に行った。そして、それがそごがないかどうかはご自分でお好きにどうぞと言われても、それを私が、いや、そごがなかったと言っても、行政側はいつも言うわけですよ。それはあくまで資料の一部じゃないですかとか。それで何かまた、さんざん言われていたのが、恣意的に切り取ったものであるとか、そういうことを言われるわけですよ。だから私が個人的に見ても全く意味がない。それを委員会でやはり皆さんに見ていただいて、公開するなりなんなりしていただきたいと思っております。
○小野委員長　そうですね。まずは、私どもの委員会として公式に閲覧をしてきたということは、もう皆様ご承知のとおりだと思いますので、そこについてはこの後の項目のところで取り扱っていきたいと思います。ご意見をありがとうございます。
　小池――失礼しました。小枝委員。失礼いたしました。
○小枝委員　皆さん時間がたって、この設置理由というものをお手元にお持ちじゃないんじゃないかというふうに思うんです。それから、信頼回復に努めることを誓う決議、この２枚は常に手元に置いておいたほうがいいんじゃないかという認識ですね。
○小野委員長　はい。
○小枝委員　それと、あと行政が、委員長のほうから本当は説明してもらいたい。この後なのかもしれませんけれども、区議会というのは、まさにこの特別委員会の設置理由にも書いてあるんだけれども、この事態の重大さを真摯に受け止め、二元代表制のあるべき姿を再認識して、区民に信頼されるよう全力で取り組まなければならない。こうしたことが発生する背景、とりわけ組織や制度の不備などを徹底的に洗い出し、具体的な再発防止策等について可及的速やかに調査検討を進めるべく、これを設置するということなんです、内容としては。
　そこからすると、行政のやったことをただただうのみにするのではなくて、行政の行ったこの事務、事務ということは再発防止の報告書、それを書いた背景についても、書いた背景というか、あの中に上司からの指示、命令がなかったというふうに書いた。あの内容についてどうなのかということをまさに確認しているのが、今の私たちのやっている中の職務の一つだというふうに思うんです。これは議会の役割として踏まえていかないと、役割が果たせない。確かに時間がかかった。それは誰のせいということではない。やっぱりここまで来てしまった。
　であれば、委員長も副委員長も考えてほしいのは、やっぱりこの、何というんですかね、これまでやってきたことの議会としての論点整理と報告書、この後ね。それから、あとはこれもこの後の議論が終わってからになりますけれども、専門家の意見を添付するなど、やっぱり区民に対して、一体この議会は、二元代表の一方として、独立した機関として、この重大な問題にどう真摯に向き合って、真相究明に確定記録まで取りに行ったのかということは区民は注目しておりますので、しっかりとそこは正副委員長がリーダーシップを取ってやっていただきたい。いろんな発言を、そうですね、そうですねということだけでは仕事にならないので、ぜひ引き締めてお願いしたいと思います。
○小野委員長　はい。ご意見を頂きました。

白川委員。
○白川委員　先ほど申しましたように、ここで問われているのは議員の倫理観です。この確定記録の閲覧というのは、一応一部に認められるということになっているんですが、閲覧して見たものをみだりに広めてはいけないということは法律上書いてあるわけで、今回の件もグレーなんですよ。ここで倫理観が問われている我々が、このグレーなことを、いや、大丈夫だと進めるというのは、いいのかということなんです。そこは慎重であるべきであって、（発言する者あり）慎重であるべきであって、つまり倫理観が問われているときに、そこを、（発言する者あり）倫理観が問われているときにそこを曖昧にしてしまうというのは、私は非常に危ういと思います。
○小野委員長　はい。今、ちょっと陳情審査のところから話が広がってきていていますけれども、陳情審査は、実際には今日の段階では、このご意見を伺っている限りだと、継続審査かなというふうに捉えていますけれども、そこについては皆様いかがですか。（発言する者あり）よろしいですか。継続審査でよろしいですか。はい。
それでは、こちら、本件３件の陳情の取扱いについては、ただいま皆様からも継続審査ということですので、継続にさせていただきます。
以上で、送付６－６、送付６－７、送付６－１２の陳情審査を終了し、日程１、陳情審査を終了いたします。
次に、日程２、刑事確定記録の閲覧についてに入ります。（１）進捗状況報告について、区議会事務局から報告をお願いしたいんですけれども、ちょっとその前に、先ほど小枝委員からありました、論点チェックリストの件が出ました。途中からこの委員会に入られた方もいらっしゃるかと思います。３月１４日に最終の論点チェックリストというのをサイドブックス内に格納しております。これは、設置理由も含めてなんですけれども、何のためにこの特別委員会ができたのかというところ、その辺りのところも折に触れみんなで振り返りながら進めてきたところでした。その中で、では、この特別委員会で何をするべきなのかということをみんなでそれぞれ意見を出し合って、ここを論点にしていくべきだということを、項目については賛否がありました。ありましたけれども、全て明文化して、そして一つ一つを確認してきて、今日に至っています。
本日は、３月１４日のものが最新と今申し上げましたけれども、まだ残された、取扱いが「未」の状態になっているもの、これは３月１４日の資料をご覧いただいて、４ページ目をご覧ください。そうしますと、先ほどございましたとおり、こちら今回の確定記録を閲覧に行くに、（発言する者あり）３月１４日付の資料に。論点チェックリスト。この４ページの黄色い部分ですね。４ページの黄色い部分。なぜ刑事確定記録を閲覧に行ったかという、ここにも理由が書いてあります。このために、賛否ありました、そのときも。そもそも、もう結論が出ているんだからという意見もあったんですけれども、一旦は委員会総意の下で、ここがどうしてもなければ確認ができないということでしたので、閲覧の請求手続を行い、そして実際この夏に４回行きまして、そして本日を迎えているということになります。
ですので、４月以降でこの委員会に所属をされている方、こちら、ご覧になっていなかったかもしれないんですけれども、念のためこれを機にご確認を頂ければと思います。裏を返すと、この論点チェックリストのここだけなんです、あとは。この特別委員会に残さ

れているものは。というところで、ご理解を頂ければと思いますので、お願いいたします。
　それでは、進捗状況について、区議会事務局からご報告をお願いいたします。
〇石綿区議会事務局次長　それでは、刑事確定記録の閲覧につきまして、その後の進捗状況のご報告をさせていただきます。
　前回この委員会は６月３０日に開催されましたが、この委員会におきましては、小野委員長のほうから、議会内で改選が行われましたので、この委員会の委員も再編をされたということで、改めて刑事確定訴訟記録の閲覧希望者というものを、小野委員長以外に、牛尾副委員長、はやお委員、えごし委員について、東京検察庁のほうに提出をさせていただいたというご報告が行われたところでございました。その後、７月８日の時点で東京地方検察庁からお電話にて、この閲覧を認めますというような一報が入りまして、これを受けまして、閲覧希望者である議員４名と事務局職員４名で態勢を組みまして、７月２４日、それから８月１９日、同月２７日、それから９月１１日の計４回にわたりまして記録の閲覧を行い、メモを作成した状況でございます。
　進捗の状況のご説明は以上でございます。
〇小野委員長　はい。ありがとうございます。
　ただいま事務局からご報告がありましたとおり、東京地方検察庁から閲覧を許可され、ご用意いただいた資料について、私も含めて、閲覧が認められた委員４名で行った閲覧及びメモの作成は、一旦は終了をしております。
　そして、この刑事確定訴訟記録を閲覧した際に作成したメモの取扱いについて、確認をさせていただきます。今回、刑事確定訴訟記録の閲覧を申請し、許可されましたが、閲覧により知り得た事項については、刑事確定訴訟記録法第６条を遵守することが求められています。
　ご参考までに、該当する条文を読み上げます。閲覧者の義務、第６条、保管記録又は再審保存記録を閲覧した者は、閲覧により知り得た事項をみだりに用いて、公の秩序もしくは善良の風俗を害し、犯人の改善及び更生を妨げ、または関係人の名誉もしくは生活の平穏を害する行為をしてはならない。
　他方で、閲覧が認められた際に、東京地方検察庁から、この刑事確定訴訟記録法第６条を遵守するとともに、二つ求められています。まず一つ目が、閲覧により知り得た事項に基づき千代田区議会で検討する等、議会、委員会における活動以外の目的には使用しない。二つ目、閲覧により知り得た事項を、新聞、雑誌、インターネット、その他の媒体によって公開しないことを求められています。そのため、今回の閲覧によって知り得た事項や作成したメモについては、法令を遵守することは当然のこととして、議会として、慎重、厳格に取り扱わなければならないと考えております。
　そこで、当委員会における資料の取扱いについては、専門家の意見を確認、いわゆるリーガルチェックです。その結果を踏まえて委員会での取扱いを決定したいと考えております。詳細については区議会事務局から補足の説明をお願いいたします。
〇石綿区議会事務局次長　ただいまの委員長のほうからお話がございました専門家の意見について、委員長のご説明を補足してお話をさせていただきます。
　事務局といたしましては、今年度に入りまして、刑事確定訴訟記録の閲覧の可否について、委員長ご指示の下、専門家いわゆる弁護士の方にご相談をした経過がございました。

この弁護士さんの選定に当たりましては、公平公正の観点から、第二東京弁護士会にこの分野にお詳しい弁護士の方のご推薦ということで依頼をさせていただきまして、２名の弁護士さんをご紹介いただき、ご意見を頂戴したところでございます。

今回、この本件に関しまして、事情を把握していただいている弁護士の方が専門家として適任であるかなというところで判断を一義的にはいたしまして、先日、事務局としまして、事務的にこの本件に関する今の時点のご相談を実際にお受けいただけるかどうかというお話をさせていただいたところ、まずは、こういったご相談内容はお受けいただけるというようなお返事を頂戴しているというところでございます。

○小野委員長　はい。ただいま事務局から説明いただいたとおり、専門家として事務局が選定した弁護士の方にご意見を頂くということを今考えておりますけれども、それでよろしいでしょうか。（発言する者あり）

小枝委員。

○小枝委員　その方は、この刑事確定訴訟記録法、これについて何か例えば論文とか本を書かれたりとか、お詳しい方なのかどうか。どういう方なんでしょうか。

○石綿区議会事務局次長　この２名の弁護士の方に関しまして、いわゆるネットなどで経歴等を私どものほうで確認はさせていただいているところでございますが、こちらの情報を見る限りでは、今、委員がおっしゃったような刑事確定訴訟記録に関する何か著作があるようなものというのは特段記録はございませんが、お一方に関しましては、特に企業の社会的責任、いわゆるＣＳＲの分野であるとか、こういったところをご経験されているほかに、第二東京弁護士会の自治体法務研究会の事務局長をなさっているというような記録を見てございます。もう一方の弁護士の方に関しましては、特に取扱い業務として自治体の法務が主な業務として挙げられておりまして、そのほかにも契約情報の漏えいとその再発防止策についてというような執筆をされているというような記録が残ってございます。

○小枝委員　ただいまの説明では、地方自治法とか、自治体の法務ということではありますけれども、この刑事確定記録訴訟法の専門というふうには捉えられないわけですね。

私のほうはその方々の意見を聞いては駄目だということを言う権限はないんだけれども、この間、打合せの中でも申し上げましたけれども、この刑事確定訴訟記録法を長年研究してきた、コンメンタールも出していて、この先ほど言われた６条の、みだりに使用してはならない、用いてはならない、みだりに用いてはならないというのは何を言っているのかということを、非常に具体的な現場、自治体の官製談合が起きた自治体現場に当たって、しっかりと表明してきた。レポートも出してきた。自分の名前で議会に寄り添って動いてきた方なんですね。

私、その方のレポートを、これは新潟の長岡なんですけれども、１５部コピーしてまいりましたので、ぜひこれを、取扱いを願いたい。今からコンメンタールを読まなければいけないような方に、研究していただくのも大いに結構ですけれども、やはりよく全国事例を知り尽くした方に見ていただいたり聞いていただいたり、その上で、私たちが今判断しなければならないことは、この６条解釈なわけですよ、法解釈。法解釈の中で、皆さんが、職員の方々が、この夏をかけて区議の皆さんと一緒に書き取ってきた膨大な資料があるわけですよね。これを、全部公開で行くのか、部分公開で行くのか、もしくは議員のみ公開で行くのかという、恐らくそうした判断をこの中でしていかなきゃいけないわけですよ。

私はこの資料を一生懸命、この夏、読みましたから、読んだ中では、間違いなく公開で全く問題ない。議会が、この目的がこの真相究明のために書き取ったものを、議会の中でこれを扱うということについて、そして議会は公開性なわけですから、それ自体が６条のみだりに用いるということには当たらないというのが、基本的な、オーソドックスな見解です。

なので、この資料についてはぜひ共有いただきたいと思っております。それは取扱いを、後ほどでもいいので、ぜひ。

〇小野委員長　永田委員。

〇永田委員　今、小枝委員の発言は、例えば今後リーガルチェックして、弁護士を選定したときに、刑事確定記録を引用することを推奨するというか、したいという立場から弁護を依頼するのと、慎重な立場として依頼するのと全く違うわけなんですね。そもそも刑事確定記録の引用については、やっぱりこの法律から見ても、知り得た情報をみだりに用いてはならないということが前提としてあるわけで、非常に慎重にならないといけないわけですね。

私は慎重な立場ということで、以前、弁護士に相談したことがありますけども、結局は立場によるというか、依頼人の立場によるというか、判断できないと。例えば名誉毀損の訴訟のリスクがあると。あるけども、名誉毀損で訴えることはないだろう。だから扱っていいというような態度では、非常に危ういと思うんですよね、こういう公的な場で扱うのは。

だから、非常にリーガルチェックといっても判断できないと思うんですよ。一定の判断といっても、それぞれの立場があるし、今、小枝委員は積極的に刑事確定記録を引用する立場の方からのそういう文章を引用していると思いますが、それはそれで一つあると思いますけども、慎重な立場の意見、弁護士もいるわけで、そこは簡単にリーガルチェックで判断できるものではないけども、この委員会で一定の判断をして取扱いをするということは、非常に危険であるというふうに私は思っています。

〇小枝委員　いや、永田委員のおっしゃることは、一つあるとすれば、確かに司法というのは見解というのが分かれる場合があります。でも、このことに関して、もしも本当に司法試験に受かって、バッジをつけて、この活用について慎重であるべきだという方がいるなら、ここに来て、ちゃんと参考人なり自分の地位と立場と見解を明らかにして、述べたらいいと思うんですね。

そういう両側を、もしいるならば、両側を聞いてみて、だったらここに来ていただいて、そういうやっぱり建設的なやり方をしていかないと、どっちもいるからどっちも聞かないとか、私の考えで決めてしまう。それも一つのやり方かもしれないけれども、ここで、じゃあ、手挙げで、これは議会で用いたら、みだりに用いる、６条違反なんだみたいに思う人、思わない人、と手挙げしたって、我々はやっぱりそういう意味では素人なわけです。私が幾ら言っても、それはあなたの意見でしょと言われちゃうと。

そこはだから、私のほうは、一つ、この福島至先生を勉強会なり参考人としてお呼びして、どうした公開の仕方がいいのかということ。これは全く極論の話じゃないと思うんですね。あらゆる人権を考えた上での判断というのがあると思うんです。そこを真摯に聞いた上で考えていく。

　これ、私が持っているレポートは新潟県長岡市の話ですけれども、議会というのが、間々そういう、何というか事件が起きると、どうしても組織防衛に走るので、なかなか公開性が担保されないというところもあって、そこを乗り越えていくための手続、丁寧な一段階を考えていったらどうかということで、私は極めて、あっちだ、こっちだということではなくて、永田さんのほうでぜひこの方をというのであれば、その方をお呼びして、ぜひ両方のお話を聞くということでも私はいいと思っています。
○小野委員長　白川委員。
○白川委員　小枝委員は、今、永田委員のお話が分かっていらっしゃらないと思いました。というのは、今回、一応理事者側で選んだ人間と違う人間を委員が推薦すると。その委員は一つの立場に立っているわけですよね。そういうことは、その立場の人間から、この人が好ましいという弁護士を今選んだという話なんですよ。それって公平なんですか。今、永田委員がおっしゃったのはそういうことなんです。（発言する者あり）
○小野委員長　議論、これについてはそれぞれご意見があると思いますので、議論にならざるを得ない部分もあると思うんですけれども、今リーガルチェックをやるということ自体に対して、まずは皆さん、ご意見はいかがでしょうか。それはそもそもやるべきではないとか、それはやっていいんじゃないかとか、あると思うんですけれども。
○のざわ委員　私は、まず結論として、リーガルチェックはぜひしていただきたいと。その前提として、ちょっとまず一つの確認と、私の一つのまずは意見をお話しさせていただけたらと思います。
　ちょっとご確認のところなんです。私もちょっといろいろずっと過去拝見させていただいて、間違いがあったら教えていただきたいんですが、まず、本年７月に東京地方検察庁から、請求のありました２件の閲覧許可が下りた旨電話連絡がございまして、その際、具体的許可内容の説明はありませんでしたと。また、この電話をもちまして許可の通知となるために、書面等の発行はないというお話があったと。また、なお閲覧を行う場合の具体的事務事項について確認をされまして、閲覧場所、閲覧対象資料の量、閲覧日程、閲覧時に認められているのは手書き記録ですと。筆記用具やパソコンを用いた要約のメモなど。丸写しはいけません。要約はいいです。ただし、内容は確認いたしませんと。
　この口頭の確認を基に皆さんは行かれて、刑事確定訴訟記録法、閲覧者の義務、第６条――先ほど読まれましたんで飛ばしますが、を踏まえて、手書きの記録を作られましたと。この手書きの作成を、東京地方検察庁は口頭で、記録を作ることは許しましたが、保有を許したとか許さないとかは言っていなくて、議会、委員会で使用することをいいとも悪いとも言っていないというふうに、私はまず、弁護士の方のチェックをする前に、今そういう状況であるというところに何か間違いはあるか教えていただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。
○石綿区議会事務局次長　経過については、今お話しいただいたようなものかと認識しております。
○のざわ委員　私、まずは後ほど、長くなりますのでまた申し上げますけど、私、このことに関しまして、こういう口頭で、手記、手書きの手記を作ることを許していただきました。保有を許したかとか許さないとかということもお話がなく、議会、委員会で使用することをよいとも悪いことも言えないという、そういう書類を、議会、委員会で一般公開し

て議論することに、議会、委員会に対して千代田区議会議員はどういう法律的な道義的な責任が発生するのでしょうかと。また、そうすることを、議会、委員会の運営を行う議会の事務局職員の皆様に対してしていただくということは、千代田区区議会、千代田区委員会の品位を落とすことになるのか、どうなのでしょうかということを、きっちりと、ここはまだ私はいっぱい言いたいことがあるんですが、取りあえず、長くなりますので、このことも弁護士の方のチェックには必ず入れていただきたいというふうに、意見をまずは述べさせてください。

○小枝委員　関連。関連です。

○小野委員長　関連。どうぞ、小枝委員。

○小枝委員　ここは委員長のほうから主体的に整理してもらいたいんだけれども、この確定記録の閲覧申請に当たっては、議会での使用という前提で、何というんだっけ、記録、保管検察官とか言うんですね、保管検察官の許可をもらっているから閲覧したということなんだから、さっきの質問、そうでございますというふうに答弁しちゃうのも変だし、この議会の中で活用するということを、これを認めて行っているわけですよね。（発言する者あり）そこは、（発言する者あり）申請書を、（発言する者あり）だったら申請書をここに出してね。こういうことをやっているから長くかかるんですよ。本当に議会は恥ずかしいと思うんですね。じゃあ何をしに行ったんですかということになりますよ、みんなで一致して。議会で活用するために行ったんじゃないんですか。

○岩田委員　関連。

○小野委員長　よろしいですか。はい。

　ちょっと今、先ほどの件とか今の件で、誓約書というものにもサインをしていまして、今おっしゃったように、持っている資料をどう使うかというのはそこにはないんですけれども、当然、議会、委員会における活動以外の目的には使用しないという、それはあります。ですので、そこはもちろんあるんですけれども、持っている資料をどう展開するかとか、その辺については、当然のことながら、今のところ玉虫な感じというところでご理解いただければと思います。

　岩田委員。

○岩田委員　ここはまさに議会の委員会じゃないんですかね。そこで使うのは問題ないと言っているんだから、それを使うのは問題ないんじゃないですか。

　そして、先ほど小枝委員もおっしゃっていましたけども、申請書の中に、議会の活動ということで、それもオーケーを頂いて閲覧に行っていると。それ以外何があるのかなというのを、ちょっとのざわ委員に逆に聞きたいぐらいですけども。議会の活動でオーケーになっているわけですよ。

　「みだりに」というのは、先ほど小野委員長が最初のほうに言いましたよ。ＳＮＳや雑誌などにまく、と。みだりに、これはもう、本当に、何ですかね、もう見境なく出すのが「みだりに」であって、ＳＮＳや雑誌などというのは。議会の活動だったら全く問題ないじゃないですかという話ですよね。

○小野委員長　はい。議会の活動以外の目的には使用しないというのはあります。あるんですけど、閲覧したそのメモですね。閲覧者４名がいまして、その閲覧者４名は、当然のことながら何がどう書いてあるという物自体を見ることができる。ですけれども、それと、

知り得た事項に基づく、いわゆるそれについて話すことと、活字媒体のものを展開するというのはちょっと分けて今考えていますので、ちょっとそこだけ補足した上で。

のざわ委員。

○のざわ委員　そうしましたら、長くなりますが、ちょっとお話をさせてください。

○小野委員長　長く。端的にお願いできれば助かります。

○のざわ委員　まず、ここの問題点、私、非常に思っておりますのが、検察庁から、口頭のお話であって、書面で頂いていないと。これは非常に慎重に考えなくてはいけないことじゃないかなというふうに思っております。まず、閲覧の手記録を作成することに対して、先ほど確認させていただきましたが、検察庁から何も書面での確認を取れていないということを今申し上げました。私は、その状況で、私はもう全部書面で検察庁から頂けるものかと思っていたんですが、それが全く頂けていないということに対して、非常に慎重に考えなくてはいけないんじゃないかなと。

そのときに私が考えますのが、やはり法律的な責任と道義的な責任というのを、私は、よりもしっかりと千代田区のご依頼する法律の専門家の方のコンプライアンスチェックを頂かなくてはいけないというふうに考えております。

では、法律的な責任、道義的な責任というのは、私なりに考えさせていただいたものは何があるんでしょうかということをこれからお話をさせていただきます。（発言する者あり）法律的な責任に関してでございますが……

○小野委員長　のざわ委員、一瞬、ちょっとよろしいですか。今、のざわ委員のお気持ちは分かりました。ここから話をされるというのが、のざわ委員自身が何かお調べになったものとか、のざわ委員のご意見ということでしょうか。それとも何か質疑ですかね。

○のざわ委員　意見です。

○小野委員長　意見ですか。それじゃ、短めにまとめてもらっていいですか。意見はもちろん言っていただいて構わないんですけど、できればちょっと端的にお願いできると助かります。できる範囲で結構ですよ。お願いします。

○のざわ委員　非常に残念でございますが。

○小野委員長　残念。どのぐらいの長さですか。

○のざわ委員　法的な責任といたしましては、そうですね、刑事確定訴訟記録法第６条の適用に関しまして、くどいですが、閲覧者はみだりに用いて公序良俗を害し、犯人の改善及び更生を妨げ、または関係人の名誉が、（発言する者あり）じゃあ、すみません。これという義務があります。したがって、議会や委員会でこの手記録を一般に公開することが、名誉を害するおそれ、刑法２３０条、名誉毀損罪のリスク、また平穏な生活を害する。その方々にもご家族ですとか、無罪の方、参考に、また家族の方々、多様な関係人の情報も含まれている可能性がありますので、その平穏な生活を害するおそれ、プライバシーの侵害、不法行為責任、民法７０９条が現実的に発生し得るんじゃないかという、そのリスクもぜひ弁護士の方にも確認していただきたいと。

あと……

○小野委員長　はい。ありがとうございます。

○のざわ委員　まだまだ続くんです。

○小野委員長　はい。

〇のざわ委員　大丈夫でしょう。
〇小林委員　まとめてください。
〇小野委員長　いいですよ、どうぞ。
〇のざわ委員　まあ、じゃあ、検察庁の許可の範囲ということの、もう検察庁が口頭で記録は可としたのは、あくまで個人の調査目的での使用を想定されていて、（発言する者あり）それで、これは私の意見でございますので、第三者への配付や公的場所での公表を当然に含むわけではないというふうな考え方もできるんじゃないかと。よって、議会での公開の利用は許可範囲を超え、行政機関から使用差止め、返還請求や、議会に対する苦情が寄せられる可能性もありまして、そういうことに対する担保ということも考えなきゃいけないと思いますが、それも別に弁護士の方のチェックをぜひ受けていただきたいという、これは私の意見でございます。
〇小野委員長　はい。ありがとうございました。
〇のざわ委員　まだまだいっぱいあるんですけど。
〇小林委員　もういいよ。
〇小野委員長　まずは、ちょっと一旦。慎重にやるべきということで、第６条を含めて、リスクというのを極力排除して臨むべきであるというような、そういうご意見かなというふうに受け止めました。
　ちょっと途中ですけれども、よろしいですか。
　小林委員。
〇小林委員　今までの議論も聞きながら、要は今回のこの委員会で究明しなくちゃいけない、真実を究明しなくちゃいけないので、議会が手続を、手順を踏んで、合意をして、閲覧に行って知り得たもの、これを再発防止を解明するために使うわけで、そのときに、それが、先ほど６条、６条と言っても、僕も６条を細かくは知りませんけれども、やっぱり関係者の名誉とか、それによって知り得たものでプライバシーを侵害したりするおそれがあるから、その場合は６条としてはいかがなものかと言っていると思うんですね。
　その辺を全て、今回、委員会として、その資料を表に出して真相を究明するための、ここの、先ほど委員長が言った３月１４日に残ったのを調べなくてはいけないものだから、それをやるための材料としてリーガルチェックをすると。
　小枝さんと理事者が言っているのは、リーガルチェックの仕方もあるだろうから、そのリーガルチェックの仕方は慎重にやったほうがいいよということで、早くリーガルチェックをして、それが議論できるようにしてほしいというのが今だと思うんで、その辺を委員長に諮ってほしいです。
〇小野委員長　はい。ご意見をありがとうございます。
　それでは――えごし委員。
〇えごし委員　すみません。様々意見を聞いていく中で、私も確定記録は見に行かせていただきました。その上で、私の解釈としては、閲覧は認めていただいた。けれども、閲覧は認めると。ただ、その先どう使うかというのは特に認めているものではないという私は認識です。それはもう皆さん言われていますけど。この委員会での責任という話はされていました。だから、理由書に書いてあったとしても、委員会で使うとか書いてあったとしても、それを認めたから見ていいですよと言ったわけじゃなくて、ただ、閲覧することの

み許可をしたという認識は私は持っています。

　あと、報告書――報告書というか、なぜ確定記録を見に行ったかというところについては、もともとやっぱり行政側からの報告書との差異があるんじゃないかという話で、はやお委員が見に行きたいという話をされていたと思うんですが、そこで皆さんで決めて見に行ったと。なので、この事件を究明して、それの証拠にするなんかとかという意味で見に行ったところではないという認識も私は持っております。そこはちょっと、先ほどそういうふうに言われていたんで、そういう認識を持っております。

　あと、最終的にこの確定記録のメモをどう使うかというのは、ここの委員会で決めるしかないと思っているんですね。そういう意味では、リーガルチェックというのはあくまで、それを決めるための何というんですかね、決めるための、決めていくための一つの要素というか。

〇小林委員　使うため……

〇えごし委員　そうです、そうです。だから、どう弁護士が見解を出してきたとしても、決めるのはこっち側のことだという認識は、よろしいですかね、そこはね。

〇小野委員長　はい。

〇えごし委員　なので、今はまずリーガルチェックをするかどうかというのをちょっとまずしっかり決めていただいて、進めていって、何かいろいろ意見を言うとなかなか終わりが見えないので。

〇小野委員長　そうですね。

〇えごし委員　そこをちょっとまとめていただければと思います。

〇小林委員　そのとおり。

〇小野委員長　はい。ありがとうございます。

　ちょっと先ほどのに戻りますけども、リーガルチェックをするということについて、皆様の中では総意で合意されているということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇小野委員長　ここはよろしいですかね。はい。ありがとうございます。いろんなお考えがあると思いますけれども、リーガルチェックはしていくと。

　では、実際にリーガルチェックをどのように進めていくかというところなんですけれども、先ほど第二東京弁護士会、こちら２名について事務局から説明がありました。そこに小枝委員から、こういうことに対してのご見解はどうかとかいうことと、それから資料というものが、今回は１５部ご用意いただいたというところがあります。

　まずは、ちょっとこれは私からの提案です。まずは第二東京弁護士会、今これについての快い返事を頂いているというところですので、こちらに一旦はこの件について見解を確認するというのはどうかなと思います。と同時に、今日用意してくださっている小枝委員のその１５部の資料、今日皆さん多分お持ち帰りになって、その後お読みになってということになるかと思いますので、そうすると、お持ち帰りになってから、またそれなりにちょっと時間がたつと思うんですね。そこで、結果が出てきた後に、その中で何かご意見があればと思うんですけれども、まずは先ほど１５部ご用意いただいたものについて、皆さんもご覧いただき。見たいというのはありますよね。

〇永田委員　全員で閲覧するのはいいですけど、そうなると、そうじゃない反対の意見、

例えばのざわさんの意見みたいな文章もやっぱり閲覧しないといけないとなる。先ほど、公平性と考えると、個人的に回って、小枝さんが渡して……（発言する者あり）
○小林委員　指さない……
○白川委員　ここでやっちゃったら、まずいでしょ。
○小野委員長　分かりました。
　小枝委員、どうぞ。小枝委員。
○小枝委員　ちょっとごめんなさいね。のざわ委員のような発言の仕方について、若干あるんですけど、議員って政務活動費も認められて、司法的判断をちゃんと取ってくることができる立場なんですね。それを、議員はいろいろ考えがあるから行政に委ねというんだったら、議員のチェック能力というのは出てこないわけなんですよ。さっき、リーガルチェックした意見じゃないですよね。私はそう思うんです。私たちは誰も司法試験、受かっていないんですよ。
　そういう、こう思うということを、じゃあ何のために政務活動費をもらって、何のために調査するんだということになるから、こういう、何というのかな、抽象的な一般論で事を過ごすのはとてもよくない。
　それと、提案するんであれば、東京第二弁護士会のこういう履歴の何歳の誰々で、こういう経歴のある方なんだという、私、コピーを取ってきましたよ、この方がどういう経歴の方なのか。そういう何というか真面目さをやっぱり持っていっていただかないと、やっぱり議会は何のためにあるんだということになっちゃうので、ただただ無駄に時間がかかってしまう。
○小野委員長　それは東京第二弁護士会のコピーということですか。じゃなくて、先ほどの福島先生。
○小枝委員　いや、それは、だって名前を聞いていないから。
　今日どうしても諮りたくて、みんなの合意を取りたいんだったらば、どういう名前の、何歳ぐらいの、どういう経歴の、どんなレポートを書いた方かということも出してこないで、何か内諾は得ています、行政のほうから頼んだ方ですというその出し方そのものが、真剣味が足りないんですよ、はっきり言って。
○石綿区議会事務局次長　申し訳ありません。ご説明が足りないようで恐縮ですが、実はもう少し詳細な資料も持ってはおりますが、ちょっとどこまで今の段階で、まだご相談をさせていただいている段階だったものですから、皆までお伝えするのはいかがなものかなと思いましたが、当該弁護士さんのほうにはお名前をお出しいただいても構わないということは確認は取れていますので、２名の方のお名前を申し上げます。
○小枝委員　例えば休憩して、委員限りとか、取るかどうか分からないけど、そういう運営をしてもらいたい。
○石綿区議会事務局次長　あの、運営は私の立場ではないので、いかがいたしましょうか。
○小野委員長　休憩すると、休憩すると、議事録に残らないですよ。
○小林委員　残らないもんね。
○小野委員長　そのことをやり取りしたという記録が残らないですけど、それでよろしいですか。
　名前を出していいというのは、公で出していいということの許可を得ているということ

でよろしいですか。
○石綿区議会事務局次長　はい。相談させていただいた時点で、お名前も確認があるかもしれませんが、よろしいですかということはお伝えをさせていただいて、構いませんということはお答えは頂いております。（発言する者あり）
○小野委員長　いや、そこは大丈夫です。
○石綿区議会事務局次長　依頼をお願いするかどうかに関しましては、まさにこの委員会でお決めいただくことですので、私どもはその判断をする立場にございませんので、今はそういう状況にあるというふうに認識してございます。
○小野委員長　はい。ということなので、お名前を出していただいてもいいかなと思うんですけれども。
○小林委員　最低、正副で確認しておいてくれないと。委員会をやるんだから。委員会で審議するんだったら、正副で確認しておくぐらい……
○小野委員長　うん。正副だけじゃなくて、本来だったら。
○小林委員　取りあえず、委員会に諮る前に、正副、やっているんでしょ。
○小野委員長　じゃあ、１回、１回、暫時休憩いたします。

午後２時２４分休憩

午後２時３６分再開

○小野委員長　委員会を再開いたします。
　それでは、先ほど第二東京弁護士会のお二方というのが出ていたんですけれども、ちょっと細かいことを口頭でさらっとしかお伝えしていませんでしたので、委員限りの資料でサイドブックスに今展開をしておりますので、まずこちらのご確認をお願いいたします。
　こちらのお二人になった経緯というのが、事務局が問い合わせたところでありますので、そこについての経緯というのを、次長、ご説明いただきたいんですが、よろしいですか。
○石綿区議会事務局次長　それでは、簡単にここまでの経緯をご説明させていただきたいんですが、まず冒頭、ちょっと念のため、誤解のないように申し上げたいのは、今、委員限りということでお配りをさせていただきました弁護士の方々ですけれども、こちらに関しての選定は、繰り返しになるんですけども、事務局として一切関わっていないということでございまして、こういった経歴などに関しましても、こういった経歴であればよろしいのかなという程度の確認ということになっておりまして、むしろ我々が力を入れたのは、こういうことをお伺いしたいんですよという相談内容については練りました。これは練ったものでございます。そこの相談内容に関しましては、先ほど申しましたように何ら予断を挟むようなものでもございませんので、これは冒頭申し上げたいと思います。
　遡ること、今年４月ですけれども、閲覧の請求を地検に行ったところで、結果が返ってこないねと皆さんがご心配をされている頃のお話です。ぼちぼち返ってくるだろうなというところを見据えて、現場で閲覧をさせていただく際に、どういうところを気をつけたほうがいいのかな。今までもご議論いただいていますように、どの程度はメモとして認められる実態はあるんでしょうかとか、そういう細かいお話について、法的見地からご助言を頂けないかということでスタートしたのが、この弁護士さんとの関わりでございました。
　この弁護士さんをその際に選ばせていただく際には、繰り返し申し上げますが、第二弁護士会さんのほうに、こういう事件があって、こういうことを、今、委員会で検討を重ね

てきて、ついては閲覧に行くに当たって、何かこういうアドバイスを頂けませんかというようなことを相談内容として考えていますので、どういった方が適任でしょうかということで頂いた２名の方であります。

その後、今回に当たりましては、当然新たにまたご推薦を頂くというよりは、既に推薦を頂いて、公平公正な立場からこの２名の方をお話を頂いている状況でございましたので、それであれば、これまでの経緯経過はある程度頭に入っていらっしゃる先生でありますので、その部分はあえて説明せずとも、今回ご相談をしたい内容に特化してお願いができるかの確認をしたというところでありまして。

そこで、今、現時点で、こういったご相談を受けていただけるかというような内容というのは、一つは閲覧メモの取扱いに関してご助言を頂けないかというところであります。これは何かと申しますと、閲覧で、我々が閲覧へ行って作ったメモを委員会の資料とする場合に、どういうところに気をつけたほうがいいのか、どういうふうに取り扱ったほうがいいのかというところであります。特にこの刑事確定訴訟記録法第６条、「みだりに用いて」という部分に抵触するかどうかについて特に確認をしたいですということをお話を差し上げています。

それからもう一つ、委員会資料の内容の確認であります。この閲覧メモのご確認を先生方にしていただいた際に、委員会資料とする場合の取扱いに関しての助言を頂けないか。例えばマスキングをしたほうがいいとか、委員限りにとどめたほうがいいとか、あるいはフルオープンにしても構わないかとか、そういったところをご相談したいんですと。

主にこの２点に関してご相談をさせていただきたいということでお話をしたところ、お受けできますよというご回答だけ今頂いていますので、まだ何か正式に弁護士業務としてご相談させていただくことを、契約を交わしたというような状況ではございません。

以上でございます。

〇小野委員長　はい。ご説明をありがとうございます。

この件について、何かご質問。

〇はやお委員　まず、リーガルチェックすることが決定したことについては、ありがたいなと思っています。私はこの刑事確定記録を取るべきだという、かなり強く主張していた立場でもありますので、まず、そこで何かというと、何でこの刑事確定記録を見るべき。手続・手順のほうには次入りますけど、といったら、この２点だけなんです。それは何かというと、上司からの指示があったかどうかというのが１点目。それとあともう一つは、これが常態化されていたかどうかというのが２点目なんです。そこのところについて、どうあるかということを閲覧に行っています。

今の段階では、閲覧に行った４名しかその内容を見ていません。ですから、それぞれの感覚もあると思います。正直言いまして、えごしさんとは、ここは違うんじゃねえかとかというところで対立した意見もありました。そういう話がありながらも、その話をするに際しても、やっぱり委員は対等ですので、この閲覧したものは委員限りでまず見ていただいて、そして、先ほどのリーガルチェックを踏まえながら、どういうふうに議論を委員会で深めるかというところをきちっと整理するためのリーガルチェックをしていただける。例えば伏せ字にするというふうにしても、当然のごとく、最終報告書、行政が出した最終報告書について、同等に伏せするというのは問題ないと思います。ただ、新たな方々の名

前が出ているから、そこをどうやって伏せするのか、あえて控えるのか、とかということをリーガルチェックしながら内容を深めるということが大切です。

　あと、ここまで来ているだけに、これ以上いろいろなことをやってくると、委員会が何か隠しているんじゃないかと思われるようなことのないように、ぎりぎりの判断をするべきであるというふうに私は思っています。中身を深めて、一番のことは、様々な話が出ている中で、一番職員が苦しんでいると思います。今後こんなことがあってはならないということを、やっぱり議会が仁王立ちをして、二元代表制の立場としてこのところを明らかにし、これは別に告発をするということじゃない。もう既に判決は決まっている前提です。だけれども、このことが本当に、実際、実態論としてあったならば、それについて改正していく、改善していくということを、議会が強く職員たちの事務執行に関して伝えなくして誰が伝えるのかと。そのためのぎりぎりのところを、法的に触れないところのぎりぎりのところをやっていきたい。

　私はもうそこのところを見ているから、その中身についてのことを、感想をしたり私見を述べるというのは控えさせていただきますけれども、しっかりとした結果が出ていると思っています。

　以上です。そのところでやって進めていただきたい。リーガルチェックをやっていただきたいと考えています。

〇小野委員長　はい。

　ほか、何か。

〇白川委員　先ほどはやお委員がおっしゃった、実態論としてというのがおかしいんで、実態論としても司法判断は出ているわけですね。その上で何かやるということですので、ちょっと今のは言葉がおかしいと思います。

〇小林委員　議員間討議。

〇小野委員長　はい。ご意見はあると思うんですけれども、まず、ちょっと一旦ここで整理させてもらいますと、リーガルチェックをいたします。そして、今、事務局から説明がありました。お二方のお名前が出ていますけれども、こちらを今一旦ご確認いただきました。これを、このお二方というところで今あるんですけれども、ご意見を頂くということを、まずはこの委員会で依頼していいかどうかということを皆さんに諮りたいと思うんですけれども、いかがですか。よろしいですか。

　田中委員。

〇田中委員　今、委員限りの資料は、たった今、頂いたばっかりなので、もう少しこの方々がどういう活動されているとかというのを、次回の開催までに調べたりなどして決めたいと思うんですけれども。この今頂いたものだけだと、本当に数行の、もうすごくざっくりとした経歴しか書かれていないものですので、もうちょっと吟味させていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

〇小野委員長　はい。そうすると、時間的にかかるんですが、どう、それでもよろしいですか。もう、要は一旦持ち帰って、じっくり確認をしたいというご意見がありました。

　小枝委員。

〇小枝委員　私はいろいろ意見を言ったわけですけれども、新潟長岡では、もうデジカメで確定記録を閲覧していいことになっている。長岡市では。しかも議会が指摘をしたら、

そこは市側も乗り越えて、やっぱり真相究明するには、確定記録を見ないと真相に当たれないというところまで行っている。もう国会でもみんなそういうふうになっている。だから千代田区が今この議論をしているということは、やや非常に遅れている。だけれども、この苦しいところを、何というか、ストップじゃなくて乗り越えなきゃいけないということを考えると、田中さん、委員さんのおっしゃることは全くそのとおりだと私は思う。

　ただ、この膠着というか、ゆっくり、みんなが何というのかストップ状態になっている状態に対して、私としてお願いしたいのは、私自身は自分のお金でやりますから、全議員が問われていることなので、私なりに取ってくる意見書についても、これは最後のまとめ方になってくるんだけれども、一つの、一委員だから駄目というんじゃなくて、これは例えば、最後、報告書で両論併記になる場合もあると思うんですね。取扱いをめぐっても、両論、この一議員がやったことだから認めないと、岩田さんもそういうふうに言われちゃったわけだけれども、私自身も調べてきたリーガルチェックについて、ちゃんと名入りで提出されるものについては、この委員会として認めていただきたいんですよ。そうすれば、同時並行で、行政側がやってくださるリーガルチェックと一議員がやっていくリーガルチェックとが同時並行で行われるので、（発言する者あり）時間的には非常に、時間的に進みが早くなると思うので、建設的な提案として私は言っております。

〇小野委員長　小林委員。

〇小林委員　今の意見も分かりますけど、取りあえず委員会で決めてやるというのは、行政がやるわけじゃなくて、委員会がやるんです。だから、ここで委員会が事務局にお願いをして、お願いをしてって、事務的にいろいろあるでしょうからお願いをして、今選定を出してくれた、リーガルチェックをする弁護士が２人いらっしゃるから、そこに要するにお願いするのは、行政にお願いしているわけじゃなくて、この委員会の総意でやっているのが一つです。

　だから、そこの認識はちょっと合わせておかないと、要するに行政がやっていると言うと、まるで何か事務局が行政のところに加担していて、何か行政に言われたものを持ってくるというような解釈でやっていると、ここから出てきたものはみんな使えなくなっちゃうんで、そこのところはちょっと意見を合わせておきたいんですけど。

〇小枝委員　区議会事務局ですから、確かに区議会の補佐として、事務としてやってくれている。だけれども――まあ、そこは合わせます。合わせますが、まちづくりのときだって、議員側から、こういう方はどうですか、ああいう方はどうですかというふうにちゃんと提案をして、それを両論話していただいて、そこから知見を高めていくというやり方もしていったはずなんです。だから私はそのイメージ感で、提案しながらやっていくものだというふうに思っていたので、今日そういうやり方は駄目だということを皆さんがおっしゃるのであれば、それは合わせていくことはいたしますけれども。進める話としてね。

〇小林委員　今、小枝委員が言いましたけど、特別委員会、私が委員長で、小枝委員が副委員長だったからそう言うのかもしれないんですけど、参考人招致をするときには、やっぱり両論利害関係者がいるから、両方の利害関係者を代表する、要するに専門家に来ていただいて、両方の意見を全員が聞いて判断するというふうにして、それが委員会としての判断に役に立つからやったんですね。それと同じことを言われていると思うんで、もしそうであれば、私たち、こちらの委員会として頼む弁護士が例えばこちらにいて、それに対

するだけでは、もう少し平等性を保ちたいとか、公平性を保ちたいんで、こういう人がいいというんであれば、推薦するんではなくて、その意見を委員会にかけて審議していただくというようなことを取っていく。時間がないんであれば。それは本当は委員会としてやりたいと思うんですよ。委員会として委員会の、決めてやりたいんで。ちょっと時間がかかるから。

○小野委員長　ちょっと暫時休憩します。すみません、休憩。ちょっとお願いします。

午後２時５０分休憩

午後３時０３分再開

○小野委員長　委員会を再開いたします。

　それでは、今ご覧いただいているお二人の弁護士、今日皆様にご覧いただいていますので、まずは一旦、この２人にお願いをするということに対して、もし何か、いや、これはこういうことがあるので駄目だと思いますということであれば、そういうご意見を頂く。逆に、このお二人にお願いをしていいんじゃないかという方は、こういうことをしっかりと問いとして出していただいて、それに対してしっかり調査をしてもらう、見解をまとめてもらうというようなことを、メールなり手書きなりで頂くということをお願いしたいと思います。

　これが日程なんですけれども、お忙しいところ恐縮なんですけれども、１０月１４日、１０月１４日ですね、１４日締切りにさせていただきたいと思います。ということでお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長　はい。それでは、１０月１４日にまとまり次第、また皆様に結果としてご案内をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

　それでは、以上で――小林委員。

○小林委員　そういう判断をするためには、閲覧をしてもらった現物の成果物を委員に配付していただかないと、それを頼む、依頼する、成果物、（発言する者あり）そういうこと。全員、４人しか見ていないんだから、その成果物、要するに閲覧した現物。

○小野委員長　メモ。

○小林委員　メモを全員に、委員全員に配付して確認をさせていただかないと、その頼む、どこが、ここを依頼したいというものも出てこなくなっちゃうんで、委員長として、委員にその閲覧した成果物を委員のみで配付することをお願いしたいと。

○小野委員長　休憩します。

午後３時０５分休憩

午後３時０７分再開

○小野委員長　委員会を再開いたします。

　今ご質問いただいた件なんですけれども、まさにそこも含めてリーガルチェックということになりますので、皆様にはご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。まずは、お示ししている２名について、１０月１４日までにご意見含めて頂戴するということでお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長　はい。それでは、以上で、日程２、刑事確定記録閲覧の進捗状況について

を終了いたします。

　次に、日程３、その他に入ります。

　委員の皆様から何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇小野委員長　はい。

　理事者から何かございますでしょうか。事務局はよろしいですか。

〇石綿区議会事務局次長　はい。

〇小野委員長　はい。

　最後に、日程４の閉会中の特定事件継続調査事項についてです。閉会中といえども、当委員会が開催できるよう議長に申し入れたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇小野委員長　はい。では、以上をもちまして、本日の委員会を閉会いたします。お時間をありがとうございました。お疲れさまです。

午後３時０８分閉会